

最近の中古車（登録済み未使用車）の広告における問題点について ～オプション購入を条件とした中古車の販売価格の表示～

最近、新聞やチラシ広告等において、一般的な相場よりも安価な価格を表示した中古車（登録済み未使用車）を購入するには、高額なオプションパック等を同時に購入することが条件であるにもかかわらず、オプションパック等の費用が販売価格に含まれていないケースが多く見受けられます。

これらの表示は、表示した価格のみで購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

会員各社においては、同様の広告表示を行うことのないよう、注意して下さい。

問題となる表示例

スカーレット G

登録済み
未使用車



- 初度登録：H25.1
- 走行距離：5km
- 車検：H28.1
- カラー：ブルー

販売価格（消費税込）

59.9 万円

○全車保証付（部分保証1ヶ月1,000km） ○全車修復歴なし ○上記購入時には、オプションパック計21万円がかかります。オプションパック⇒バイザー・マット・ハイブリッドバリアコーティング・3年間オイル交換 ○価格には保険料、税金（消費税を除く）、登録等に伴う費用は別途申し受けます。

○上記購入時には、オプションパック計21万円がかかります。オプションパック⇒バイザー・マット・ハイブリッドバリアコーティング・3年間オイル交換

問題点

オプションパック（21万円）付でなければ販売しないにもかかわらず、その価格が販売価格に含まれていないため、実際には表示価格で購入できないにもかかわらず、購入できるかのように消費者に誤認させるおそれがある

⇒ 次頁へ続く

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで info@aftc.or.jp

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112

規約の考え方

「販売価格」は、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示する必要があります。

したがって、オプションパック等付きでなければ販売しない場合、当該オプションパック等の価格を「販売価格」に含めて表示する必要があります。

※関連規定

＜施行規則第6条＞

「販売価格」を表示する場合には、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示し、かつ、保険料、税金（消費税を除く。）、登録等に伴う費用等は含まれていない旨を併記するものとする。

＜消費者からの苦情・相談も増加しています＞

当協議会の消費者相談室に、中古車の購入時に、広告には一切記載されていないにもかかわらず、商談の際に「オプションパック等の購入が中古車の購入条件である」と説明を受けるといったケースが見受けられます。

会員各社においては、不当表示及びトラブル未然防止の観点から、以下の点に注意して下さい。

相談内容

①

チラシ広告に、新車よりもかなり安い中古車（未使用車）があったので広告を持ってお店に行ったところ、チラシには一切記載のない初回車検やマット、バイザー等の21万円のパック商品が見積書に計上された。パック商品は不要であることを言うと、「当社ではそれはできない（パック商品付でなければ販売しない）」と言われた。

考え方

①

○オプションパック等付きでなければ販売しないにもかかわらず、その旨を広告に記載しなかった場合は、表示した価格のみで購入できないにもかかわらず、購入できるかのように誤認される不当表示に該当します。
○オプションパック等付きでなくても販売する場合であっても、商談の際に営業スタッフ等が、付でなければ販売しないかのように説明しているケースも見受けられますので（この場合も、結果的に不当表示に該当します）、オプションパック等はあくまでもお勧め商品であって、購入する・しないはお客様の自由であることを、営業スタッフ等に周知・徹底を図ると共に、お客様に対しても十分に説明する必要があります。

⇒ 次頁へ続く

また、中古車購入時に契約した「メンテナンスパック」を途中解約した場合の払い戻しに関するトラブルが見受けられ、中には、次回車検時の法定費用（自動車重量税や自賠責保険等）がその中に含まれているものもあります。

会員各社においては、トラブル未然防止の観点から、以下の点に注意して下さい。

相談内容

②

○車を購入する際、点検やオイル交換等のメンテナンス費用を前払いする「メンテナンスパック」の契約をした。

ところが、転居により、そのお店でメンテナンスを受けられなくなったため、前払いしたメンテナンス費用の返還を求めたが、一切返してもらえない。

○車を購入する際、点検やオイル交換等のメンテナンス費用を前払いする「メンテナンスパック」の契約をした。

この中には、次回車検時に支払いが必要な法定費用（重量税、自賠責保険料等）も含まれていた。

ところが、購入直後に全損事故に遭い、廃車することとなったため、法定費用を含めた「メンテナンスパック」の費用の返還を求めたが、返してもらえない。

考え方

②

○お客様にメンテナンスパックの内容について十分、説明することが大切です。

⇒ メンテナンスパックの内容（メンテナンス内容、対象期間）、また途中解約した場合のメンテナンス費用の払い戻し（解約金）や、その額に関する規定について、お客様に対して十分説明すること。

○次回車検時（例えば2年後）に必要となる法定費用をメンテナンスパックに含め、その前払いを消費者に求めることについては、たとえ違法性はないとしても、その必然性もないことから、適当でないと思われます。

⇒ 仮に、次回車検時に必要な法定費用を「預かった」場合は、そのお客様からの車検依頼がなければ、法定費用を全額返還することが必要です。